

【 2020 年度授業料免除について 】

この制度は、就学継続の意志が強くありながら、以下に掲げる事由によって経済的に就学困難な者に対し、授業料の免除を認める制度です。

免除額	42万5千円（授業料年額の半額）
申請資格	以下の(1)および(2)の基準を満たす2年～4年次生 (1) 次の事由のいずれかに該当する者 ・家計支持者である保証人が、死亡、疾病等により学費の支払いが困難なため、学業の維持が著しく困難であると認められる者。 ・火災あるいは地震、台風等の災害のため、経済的に困難な状況にあると認められる者。 (2) 所定の成績基準を満たす者 2年生：1年次に総修得単位20単位以上を修得していること。 3年生：2年次までに総修得単位50単位以上を修得していること。 4年生：3年次までに総修得単位80単位以上を修得していること。
申請期間	前期：4月10日～4月30日 後期：9月10日～10月10日 ※ 申請は在学期間中に同事由で2回まで申請可能です。ただし、原則として事由が発生してから1年以内の申請に限ります。
提出書類	(1) 授業料免除願 (2) 世帯の収入に関する証明書 (3) 事由発生を証明することができるもの（診断書、罹災証明書等） (4) 成績証明書 (5) 延納願 ※ 家庭の状況に変化があった場合は追加で書類の提出を求めることがあります。 ※ 災害などにより(2)、(3)の提出が困難な場合はご相談ください。
審査	奨学金・授業料減免等対象者選考委員会による書類および面接審査を経て、免除者を決定します。
その他 注意事項	・申請する際は、必ず事前に学生支援室窓口に相談し、申請期日や申請資格、提出書類などの詳細を確認してください。 ・申請期間に書類を提出した後、面接審査を行います。面接日時はあらかじめお知らせします。 ・高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免）との併願・併用可 ・申請結果は郵送にて通知いたします。選考の都合上、通知の発送が学費納入期間間近となる場合もございますのでご注意ください。

（お問合せ先）

和光大学 学生支援室（A棟3F）

TEL：044-989-7490 / FAX：044-989-7491